# 大阪府共募※事務局情報※No.178(改訂版1)

(2017.03.02)

## 「平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災義援金」の募集について

## 1 趣 旨

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災により多数の家屋が焼失する等の被害が発生し、災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

#### 2 義援金の名称

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災義援金

#### 3 受付期間

平成28年12月26日(月)から平成29年6月30日(金)まで

### 4 義援金受入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
第四銀行 白山支店	(普)1660049	
北越銀行 県庁支店	(普)2005705	社会福祉法人 新潟県共同募金会
大光銀行 新潟支店	(普)3043002	
ゆうちょ銀行	00140-4-587401	新潟県共同募金会 糸魚川市大規模火災義援金

<sup>※</sup> 第四銀行・北越銀行・大光銀行各本支店及びゆうちょ銀行窓口での振込みについての手 数料は無料です。

※ 上記以外の他銀行からの振り込みやATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

#### 5 義援金の配分

新潟県共同募金会でとりまとめた義援金は、新潟県災害対策本部へ送金し、新潟県が設置する義援金配分委員会で決定し被災者に配分されます。

## 6 領収書の発行

義援金について、税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、新潟県共同募金会までご連絡をお願いします。後日、希望者に領収書を発行します。

## 7 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領書等に「平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類への添付などが必要となります。